

浦 土 第1742号
令和4年10月11日

関係地権者 各位

茨城県土浦土木事務所長
(公印省略)

土砂災害防止法に基づく調査結果について（通知）

平素より県の土木行政につきまして、格別のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、この度つくば市内の土砂災害警戒区域等の調査を行った結果、皆様がお住まいの国松地区については、別紙の対象エリアが土砂災害警戒区域の該当となりましたのでお知らせいたします。つきましては、今回の結果に基づき、今年度中に土砂災害警戒区域の指定の手続きを行う予定です。なお、ご不明な点がございましたら下記の問い合わせ先までご連絡ください。

記

- 箇所名 国松上郷
- 箇所番号 240
- 所在地 つくば市国松

問い合わせ先

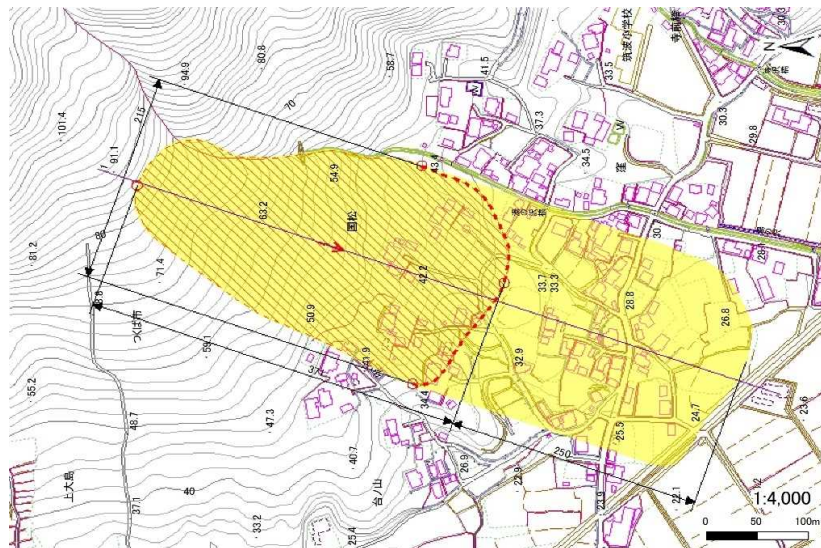
茨城県土浦土木事務所 河川整備課 櫻井、小林
〒300-0815 土浦市中高津3-11-5
TEL 029-822-4345（直通）
FAX 029-822-5095

調査結果資料(国松上郷)

○位置図



○区域図



○土砂災害防止法とは

土砂災害から国民の生命を守るため、土砂災害のおそれのある区域についての危険の周知、警戒避難体制の整備、住宅等の新規立地の抑制、既存住宅の移転促進等のソフト対策を推進しようとするものです。

○土砂災害警戒区域に指定されると

・警戒避難体制の整備

土砂災害から生命を守るため、災害情報の伝達や避難が早くできるように警戒避難体制の整備が図られます。

・市町村地域防災計画への記載

市町村防災会議が策定する市町村地域防災計画において、警戒区域ごとに警戒避難体制に関する事項を定めます。

○詳細な説明は茨城県河川課のホームページをご覧ください。

<https://www.pref.ibaraki.jp/doboku/kasen/dam/dosha/index.html>

浦 土 第1742号
令和4年10月11日

関係地権者 各位

茨城県土浦土木事務所長
(公印省略)

土砂災害防止法に基づく調査結果について（通知）

平素より県の土木行政につきまして、格別のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、この度つくば市内の土砂災害警戒区域等の調査を行った結果、皆様がお住まいの筑波地区については、別紙の対象エリアが土砂災害警戒区域の該当となりましたのでお知らせいたします。つきましては、今回の結果に基づき、今年度中に土砂災害警戒区域の指定の手続きを行う予定です。なお、ご不明な点がございましたら下記の問い合わせ先までご連絡ください。

記

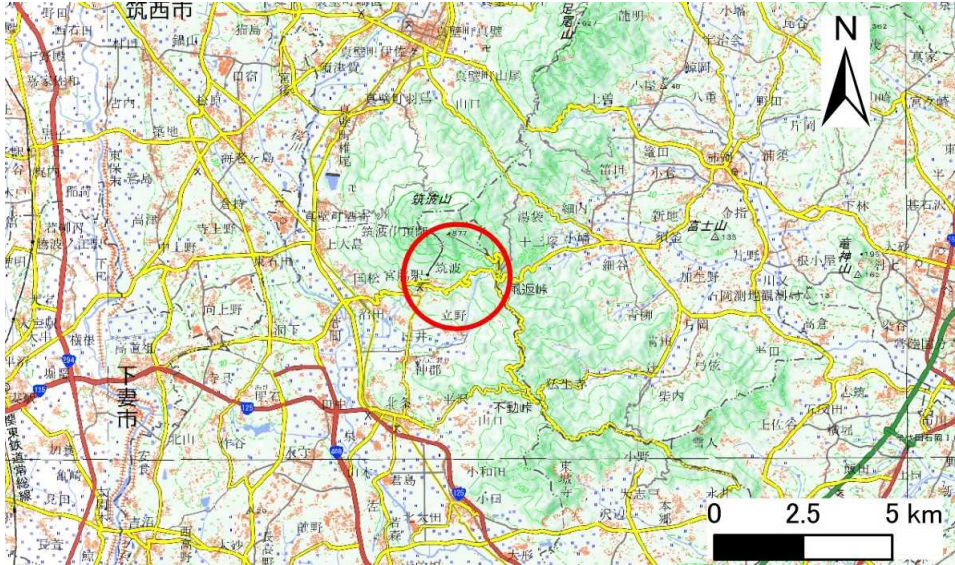
- 箇所名 筑波
- 箇所番号 241
- 所在地 つくば市筑波

問い合わせ先

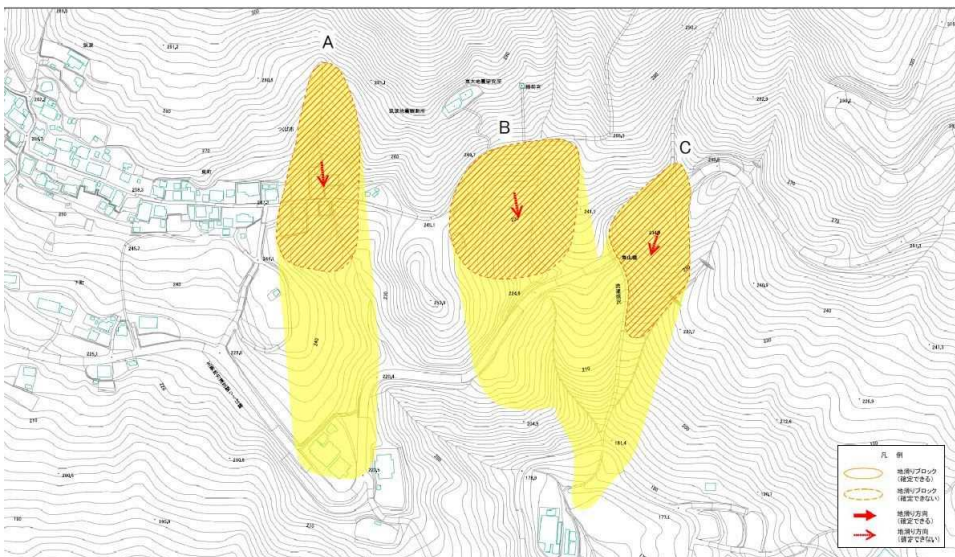
茨城県土浦土木事務所 河川整備課 櫻井、小林
〒300-0815 土浦市中高津3-11-5
TEL 029-822-4345（直通）
FAX 029-822-5095

調査結果資料(筑波)

○位置図



○区域図



○土砂災害防止法とは

土砂災害から国民の生命を守るため、土砂災害のおそれのある区域についての危険の周知、警戒避難体制の整備、住宅等の新規立地の抑制、既存住宅の移転促進等のソフト対策を推進しようとするものです。

○土砂災害警戒区域に指定されると

・警戒避難体制の整備

土砂災害から生命を守るため、災害情報の伝達や避難が早くできるように警戒避難体制の整備が図られます。

・市町村地域防災計画への記載

市町村防災会議が策定する市町村地域防災計画において、警戒区域ごとに警戒避難体制に関する事項を定めます。

○詳細な説明は茨城県河川課のホームページをご覧ください。

<https://www.pref.ibaraki.jp/doboku/kasen/dam/dosha/index.html>